

八尾シティネット株式会社

定 款

八尾シティネット株式会社

八尾市本町1丁目4番1号  
谷村ビル5階501号室

平成29年6月26日現在

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、八尾シティネット株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車及び自転車駐車場の経営及び賃貸に関する業務
- (2) 自動車及び自転車駐車場の管理受託業務
- (3) 中古自転車の修理及び販売業務
- (4) 自転車のレンタサイクルに関する業務
- (5) タバコ、清涼飲料水等の販売及び宝くじの売りさばき業務
- (6) 公衆電話管理受託業務
- (7) 交通に関する都市計画の企画及びコンサルタント業務
- (8) 公共施設の管理・運営に関する受託業務
- (9) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業
- (10) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府八尾市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の取扱い)

第9条 株主の名義書換え、その他株式の取扱いについては、取締役会で定める。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第10条 当社は、当社の発行する株式(自己株式を含む)を引き受ける者の募集をし、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、取締役会の決議により、会社法第199条第1項各号及び同法第202条第1項各号の事項を決定する。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者)

第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印を行う。

#### 第4章 取締役、監査役及び取締役会

(取締役及び監査役の数)

第18条 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任方法)

第19条 当会社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票にはよらない。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

2 取締役社長は、会社を代表する。

3 取締役会の決議により、第1項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務の執行)

第22条 取締役社長は、株主総会及び取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統括する。

2 専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し会社の業務を分掌する。

3 取締役社長に事故あるときは、専務取締役が、専務取締役に事故あるときは、常務取締役が、常務取締役に事故あるときは、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は取締役をもってこれを構成し、法令又は本定款の定める事項その他当会社の業務の執行を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、専務取締役が、専務取締役に事故ある時は常務取締役が、常務取締役に事故ある時は、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを省略して開くことができる。

(決議)

第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

## 第5章 計算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当がその支払いの提供の日から満3年を経過しても受理されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。